

## 筑波大学数理物質系のインターンシップに関する覚書

筑波大学数理物質系（以下「数理物質系」という。）と〇〇〇〇（学校名）（以下「大学等」という。）は、学生・〇〇〇〇（氏名）の数理物質系インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 第1 基本的役割

##### 1 実習生の受け入れ

数理物質系は、学生を平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの期間（以下、「実習期間」という。）、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）として受け入れ、その期間、実習生に対して必要な指導・助言を行う。

実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。

##### 2 大学等の指導

大学等は、実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

##### 3 数理物質系と大学等の連携

数理物質系と大学等は、インターンシップの実施に当たりお互いに連携・協力するものとする。

#### 第2 実習時間、経費負担及び事故への対応

##### 1 実習時間

実習時間は、8時30分から17時15分までの間とし、このうち1時間の休憩時間を設定するものとする。

##### 2 実習場所

実習場所は、原則として数理物質系（つくば市天王台1-1-1）とする。

##### 3 経費負担

実習に必要な参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）は、実習生又は大学等が負担することとし、数理物質系は一切負担しない。

##### 4 実習中の事故等

(1) 実習生は、原則として学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険について加入しなければならない。

(2) 実習生が数理物質系又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。

(3) 実習中の事故により実習生が傷害を負った場合は、実習生が加入する傷害保

険により補償する。なお、大学等及び実習生は当該保険の保険金の範囲内で数  
理物質系に対する求償権を放棄する。

(4) 上記(1)から(3)の保険の利用に関する手続等については、大学等が行う。

### 第3 実習中の遵守事項等

- 1 実習期間中、実習生は筑波大学の適正な運営の確保等が図られるよう  
に行動するものとし、筑波大学の信用を失墜するような行為を行って  
はならない。
- 2 実習生が実習期間中に筑波大学の信用を失墜するような行為その他不都合な  
行為を行った場合、数理物質系は実習生に係る実習を打ち切ることが  
できるものとする。
- 3 実習時間中は、実習に専念するものとする。
- 4 実習生は、実習を欠務しようとする場合は、事前に数理物質系に申し出  
るものとし、数理物質系からの指示に従うものとする。やむを得ず、  
事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに数理  
物質系に連絡するものとする。
- 5 実習生は、実習中に知ることができた秘密について、実習中及び実習  
期間終了後、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- 6 実習生は、実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前  
に数理物質系の承認を得なければならないものとする。
- 7 数理物質系は、上記2に該当する場合のほか実習中の遵守事項等に従  
わないときは実習を打ち切ることができるものとし、その際には速  
やかに大学等にその旨を通知する。

### 第4 協議

本覚書に定めがない事項等については、数理物質系と大学等が協議した  
上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、数理物質系及び大学等  
が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

筑波大学数理物質系長 ○ ○ ○ ○

○○○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○